

ふくおか県央環境広域施設組合条例第23号

ふくおか県央環境広域施設組合職員等旅費条例

公務のため旅行するふくおか県央環境広域施設組合の職員及び職員以外の者に対し支給する旅費又は費用弁償については、飯塚市職員及び職員以外の者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、解散前の飯塚市・桂川町衛生施設組合職員の給与並びに旅費に関する条例(昭和49年穂波町ほか2ヵ町衛生施設組合条例第24号)又はふくおか県央環境施設組合職員旅費支給条例(昭和49年稲築町ほか2か町衛生施設組合条例第16号)の規定による。